

## ◇ 各 論 ◇

創造性の育つまちづくり  
笑顔で暮らすまちづくり  
環境にやさしいまちづくり  
安全で快適に暮らすまちづくり  
活力と魅力あるまちづくり  
協働で拓くまちづくり



西東京市後期基本計画

◇ 各 論 ◇

## 創造性の育つまちづくり



分野全体を取り巻く状況

1990年代から急速に進展した少子高齢化、国際化、女性の社会進出など、大きく社会が変化する中で、市民一人ひとりが尊重され、また活躍することのできる社会の形成に取り組むことが重要です。

西東京市では、これまで人権や平和の啓発活動、外国籍市民への支援、男女平等社会の推進を通して、さまざまな人が暮らしやすい社会の形成に向けた取組を進めてきました。

今後、さらに進展する少子高齢化、国際化、女性の社会進出に対して、これまでの取組を継続するとともに、変化する社会状況に柔軟に対応し、取組を充実させていくことが必要です。

分野全体の目的

まちには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあい、生活をおくっています。地域社会を支える市民一人ひとりは、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。人種・国籍・性別・信条・社会的身分などで差別されることのない、人権が尊重される社会が実現されなければなりません。あわせて、男女平等については、意識づくり、平等参画の促進などに努めていく必要があります。

また、市民一人ひとりが、地域を越えた「地球市民」として、多くの人とグローバルな問題に取り組んでいかなければなりません。

このため、平和を尊び、人権が尊重される社会をめざすとともに、国際理解を深め、多様な言語・文化的背景をもつ市民が暮らしやすいまちを築いていきます。

● 人権週間

～人権意識を育てる活動を展開する週間～



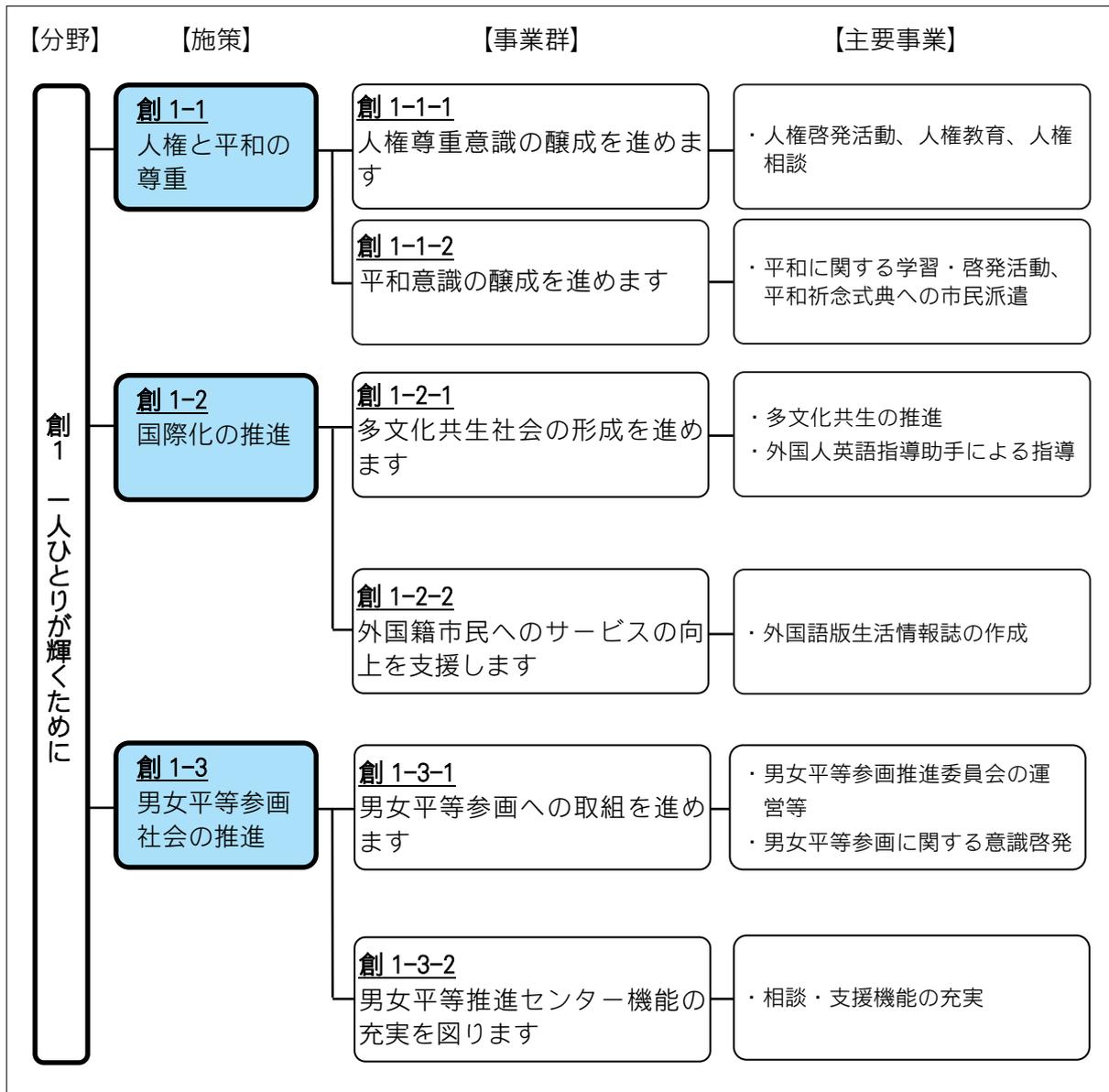
人権イメージキャラクター人 KEN まもる君と人 KEN あゆみちゃんは、漫画家やなせたかしさんデザインにより誕生しました。前髪が「人」の文字、胸に「KEN」のロゴで、「人権」を表しています。

○人権週間とは？

国際連合は、昭和23年（1948年）第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年（1950年）第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を人権デーと定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

西東京市では、ハンセン病、小学生の人権メッセージなど人権に関する資料を展示した、人権パネル展などを実施しています。

■ 創1 一人ひとりが輝くために～全体構成～



● 国際人権規約～最も基本的で包括的な人権条約～



国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的です。社会権規約と自由権規約は、1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効し、日本は1979年に批准しました。なお、社会権規約を国際人権A規約、自由権規約を国際人権B規約と呼ぶこともあります。

施策を取り巻く現状

世界で多発する紛争、学校や職場におけるさまざまな人権問題など、現在の人権・平和を取り巻く状況は非常に多様化・複雑化しています。

西東京市では、合併時に「西東京市平和の日」を定め、平成14年1月21日に非核・平和都市を宣言し、平和推進事業や人権相談・人権啓発活動事業を行うなど、積極的に平和・人権施策を行ってきました。

平和事業については、戦争から時間が経つにつれて体験者が高齢化し、青少年への体験談の継承などが課題となっています。また、さまざまな場所で起こる人権問題について、その解決が求められています。

今後は、各関係機関と連携しながら人権・平和意識の醸成、普及活動を通してすべての人にとって住みよいまちをめざします。

施策全体の課題

誰にとっても住みよいまちになるためには、子ども、高齢者、女性、外国人の人権が守られる地域社会である必要があります。そのため、現在進めている人権・平和に関する普及啓発活動を今後も続けていきます。

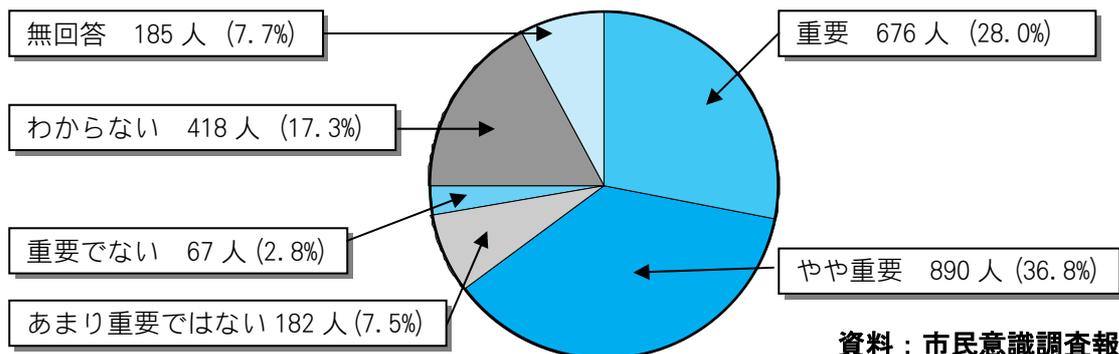
一方、多様化・複雑化した現状に対応していくためには、双方向のコミュニケーションが必要です。今後は、地域のさまざまな関係機関と連携をとることで、西東京市全体として取り組むことが非常に重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・人権意識と平和意識の醸成のための普及活動
- ・すべての人にとってさらに住みよいまち

各論  
創造性の育つまちづくり

■ 平和に関する啓発活動や学習活動の推進に関する重要度



用語解説

**西東京市の非核・平和都市宣言**：核兵器のない平和な世界を市民共通の願いとして広く世界に呼びかけるもので、市民参加によって策定し、平成14年1月21日に宣言しました。

**西東京市平和の日**：昭和20年4月12日に、西東京市一帯が爆撃を受け、多くの人が犠牲となりました。戦争の体験を風化させることなく、平和の意義を考えていこうという市民の声により定められました。

## 創 1-1 人権と平和の尊重の目標

平和を尊び、人権が尊重される社会をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「平和に関する啓発活動や学習活動の推進」に対する重要度	64.8%	70.0%	↗	平和に関する事業を行い、これが市民の間に認知され、浸透していくと、平和に関する施策が重要であると答える人の割合が増えると考えられます。市民意識調査で把握します。
人権尊重事業への参加者数	555人	600人	↗	人権に関する啓発事業への参加を促進することによって、人権問題に関する意識が高まります。

### 課題解決へ向けた主な取組

#### 創 1-1-1 人権尊重意識の醸成を進めます

- ・ 人権尊重意識が行政のさまざまな分野や市民生活のあらゆる場面で反映されるよう、人権啓発活動を推進します。
- ・ 東京都人権施策推進指針などに基づいて、学校教育を通じて、発達段階や実情に応じた人権教育を推進するとともに、さまざまな場所での学習機会を充実していきます。
- ・ 人権擁護委員や関係機関などとの連携を図りながら、多様化する人権問題への対応、啓発活動などを進めていきます。

#### 創 1-1-2 平和意識の醸成を進めます

- ・ 核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現をめざした非核・平和都市宣言に基づき、平和に関する啓発活動や学習活動を推進します。
- ・ 「西東京市平和の日」を中心に、戦争体験を風化させることなく、平和の意義を考えていくため、パネル展示などの啓発活動を進めていきます。
- ・ 戦争体験者が少なくなる中、戦争体験を次世代に継承するために、若い世代を対象とした啓発活動を進めていきます。

#### ● 平和のリング

～一人ひとりが平和の担い手になることを祈って～

西東京市は、戦時中、航空機エンジンの生産拠点であった中島飛行機武蔵製作所に隣接していたため、この工場や市内の関連工場を目標とした空襲により大きな被害を受けました。

その事実を伝えるため「田無戦災記念碑」が建てられました。一人ひとりが平和を支える担い手となることを願って「平和のリング」が設置されています。



△田無駅北口に設置された平和のリング

施策を取り巻く現状

国際化が進む現在、日本への外国人入国者は増加の一途をたどっています。

西東京市でも、外国籍市民は平成 14 年度から平成 20 年度にかけて 30.8%増加しています。こうした国際化の時代における多文化共生社会の形成について、外国籍市民との交流や生活支援を通じて行っています。

平成 20 年度には子どもから高齢者まで多くの市民が国際理解を深め、また国際感覚を養い、日本人・外国人ともに市民として社会に参画していくことを目的として、拠点となる多文化共生センターの整備を行いました。

今後は、こうした拠点を十分に活用しながら、外国籍市民が地域でより多くの交流の機会を持ち、また、外国籍市民自身が地域活動を通じて、地域に親しみをもって参画していけることをめざします。

施策全体の課題

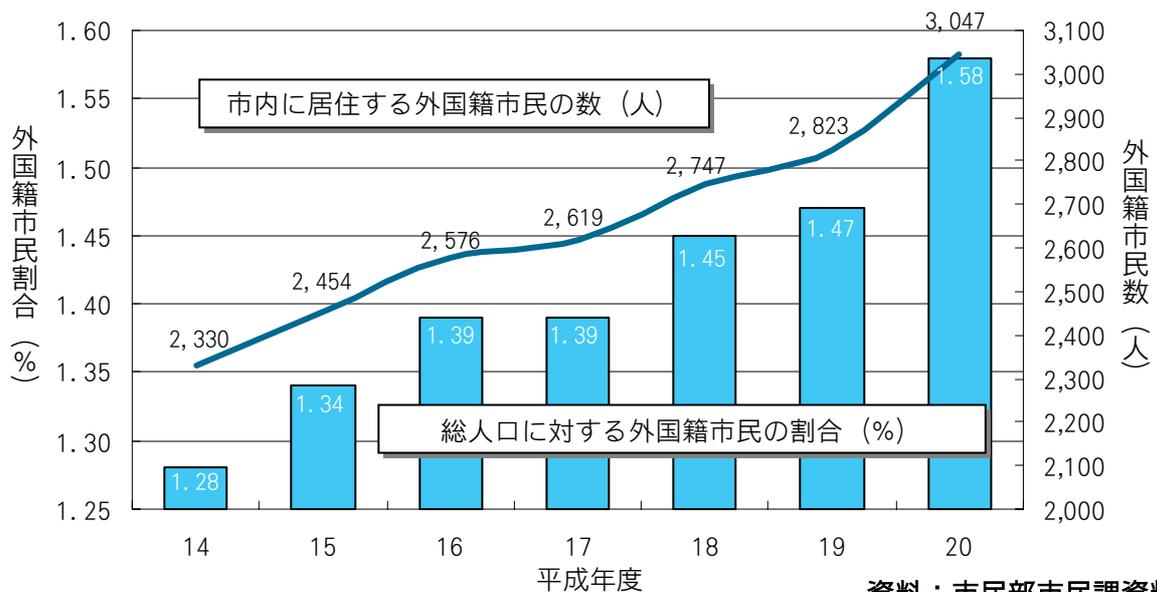
外国籍市民が、地域と交流し日本国籍市民と同様に社会に参画していくためには、さまざまな交流機会を設けることが必要です。多文化共生センターや公民館などを中心に、外国籍市民が地域交流の場に参加するための環境を整備します。

さらに、外国語の情報誌などを充実することで、外国籍市民が日本で生活していく上での情報を十分に取得し、情報不足による不自由を受けないよう、市民と協力して支援を続けていく必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 多文化共生センター、公民館活動などを通じた地域交流支援
- ・ 外国籍市民への情報提供による生活支援

■ 西東京市における外国籍市民の数と割合



## 創 1-2 国際化の推進の目標

国際交流を促進し市民の国際理解を深めるとともに、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
講師、通訳など事業の主たる担い手として活動した市民の数	88人	150人	↗	国際交流に関する活動を行う市内の市民活動団体は年々増加しており、行政と協働できる団体も増加しています。また、そうした活動が活発になる中で、事業の主たる担い手となる市民も増加しています。今後、外国籍市民の数は増加が予想されることから、こうした担い手市民の増加が国際交流の強い推進力となります。
A L T (外国人英語指導助手) による指導を受けている児童・生徒数	10,241人	現状維持	→	小学校は3年生から6年生、中学校は全学年を対象として、A L T業者と業務委託契約を結び、A L Tが英語指導などを行っています。
外国語版生活情報誌の配布部数	500部	1,000部	↗	西東京市における外国籍市民の数は増加しており、今後も増加が予想されています。日本語を読むことができない外国籍市民でも、外国語版生活情報誌を読むことによって、西東京市をより理解し、地域へ参加していくことができます。

### 課題解決へ向けた主な取組

#### 創 1-2-1 多文化共生社会の形成を進めます

- ・ 国籍や文化的背景などお互いの違いを認めあいつつ、同じ地域に暮らす住民としてともに生きていく「多文化共生」社会の実現をめざし、取組を進めます。
- ・ 外国人と日本人との相互理解、相互学習を図るための事業の充実に取り組むとともに、地域の活動団体との連携を進めていきます。
- ・ 社会的に制約を受けやすい人の学習機会を整備・充実し、すべての人が地域で学びあうことの大切さを実感でき、より豊かな生活に向けた学習機会を提供します。
- ・ 日本や世界の文化・伝統に触れる機会を充実させ、日本人としてのアイデンティティ及び積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる教育を推進します。

#### 創 1-2-2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します

- ・ 外国語による便利帳やホームページ、各種パンフレット、案内表示の整備など外国語による情報提供（情報発信）の体制づくりを進めていきます。
- ・ 日本語習得の支援に関する学習や事業などに取り組み、地域の活動団体との連携を進めていきます。

施策を取り巻く現状

平成 11 年 6 月に公布・施行された男女共同参画社会基本法に象徴されるように、男女が一個人として社会のあらゆる分野に参画する社会の実現は、基本的人権の尊重に関わる重要な課題です。

西東京市では、男女平等参画社会の実現をめざし、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動を行ってきました。また、女性の人権擁護に向けて、平成 14 年度には相談窓口を開設しました。

しかし、一方で平成 19 年度に実施した「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」からは、依然として職場での男女不平等や、女性に対する暴力、特に精神的・経済的暴力といった課題が明らかになっています。

今後、西東京市としては、これまでの取組を続けるとともに、平成 20 年度に開館した男女平等推進センターパリテを拠点に、相談体制・情報提供の充実や、学習や交流の機会を提供することで、男女平等参画社会の実現をめざします。

施策全体の課題

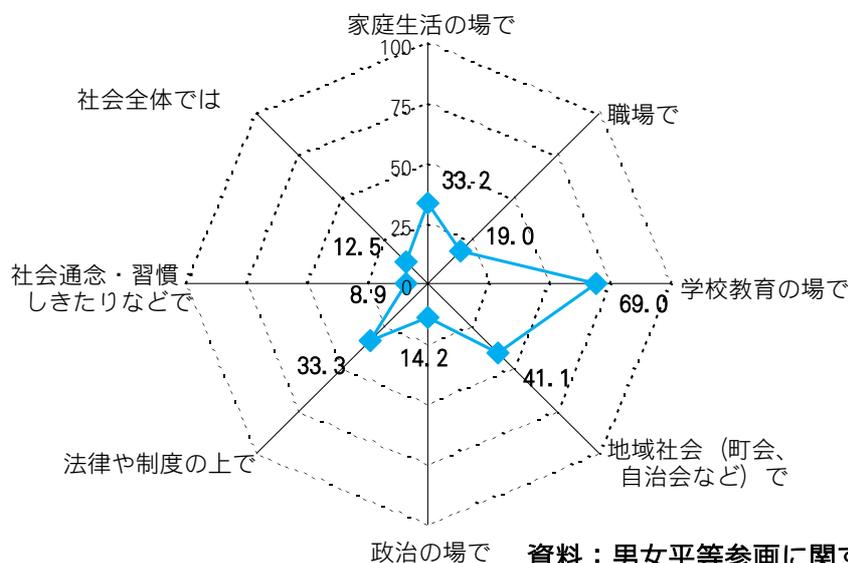
より充実した男女平等参画社会を実現するためには、関係機関と連携して行うことが必要です。

平成 20 年度に住吉会館ルピナスに移転した男女平等推進センターパリテを拠点に、ドメスティック・バイオレンス(DV)などの女性をとりまく暴力の問題を含めた女性相談の専門化・高度化を図るとともに、情報提供の充実や交流の機会の促進、市民活動などへの支援などを図る必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 男女平等推進センターパリテを中心とした活動の展開
- ・ 女性相談体制の充実

■ 市民生活における男女平等を感じている人の割合 (※100 で回答者全員が感じている状態)



資料：男女平等参画に関する市民意識実態調査報告書 (平成 20 年 1 月)

## 創 1-3 男女平等参画社会の推進の目標

女性も男性もお互いに認めあい、対等なパートナーとして協力しあうことができる社会をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
まつり(フォーラム)への参加人数	491人	1,000人	↗	市で取り組むさまざまな男女平等参画に関する事業を推進することで、男女平等参画社会への興味関心が高まります。
男女平等推進センターパ リテ登録団体数	—	10団体	↗	男女平等参画社会の推進には、市民活動団体との協働が必要であり、男女平等推進センターパ リテを中心とした活動を展開していくことで、センターへの登録団体数の確保を図ります。

### 課題解決へ向けた主な取組

#### 創 1-3-1 男女平等参画への取組を進めます

- 男女平等参画推進計画に基づき、性別に関わりなく、一人ひとりが個性を發揮して、職場、家庭や地域社会などのあらゆる場に誰もが対等な立場で参画していくという、男女平等の意識づくりに取り組みます。
- より多くの人々が考えるきっかけをつくるために、情報誌の発行やまつりの開催を行うとともに、仕事と家庭、地域活動への調和が取れた生活の実現に向け、男女平等推進センターパ  
リテを中心とした活動に取り組みます。
- あらゆる場での男女平等が促進されるよう、子育てや介護などへの社会的支援体制を充実させるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、雇用の分野において女性も男性も、能力を十分發揮できる環境整備を東京都などと連携して進めます。
- 行政委員会や審議会など、市政への女性の参画を促進するとともに、地域・社会活動への男女平等参画を促進するよう、情報提供や市民活動への支援を充実します。

#### 創 1-3-2 男女平等推進センター機能の充実を図ります

- 女性も男性も、相互に身体の特徴を十分に理解し、お互いを個人として尊重しあえる意識の普及に努めるとともに、女性をめぐる健康上の問題に対して支援します。
- 女性に対する暴力などから人権を守るため、相談体制の充実や、関係機関と連携をとりながら対応を図っていきます。
- 各関係機関と連携して、講座の開催や交流の機会・情報の提供を促進するとともに、市民・団体・NPOとの交流やネットワークづくりを促進します。

## ◆創2 子どものびやかに育つために

### 分野全体を取り巻く状況

西東京市では、これまで子どもの権利を尊重し、子どもの主体的な社会との関わりを支援することで、子どもが社会に参画できるよう取り組んできました。また、子育て環境や教育環境の整備、充実を図ることで、子どもと親がのびのびと暮らすことのできる環境づくりを行ってきました。

近年問題となっている子どもや親の心のストレスは、地域、家庭、学校がともに向き合うことで解決をしなければならない課題です。

西東京市では、子どもの数が増加しており、地域と子どもの繋がりが希薄化しがちな現在、地域全体で子どもと子育てを支えていく必要があります。また、効果的な事業展開に向けて、組織横断的なしくみづくりを進める必要があります。

### 分野全体の目的

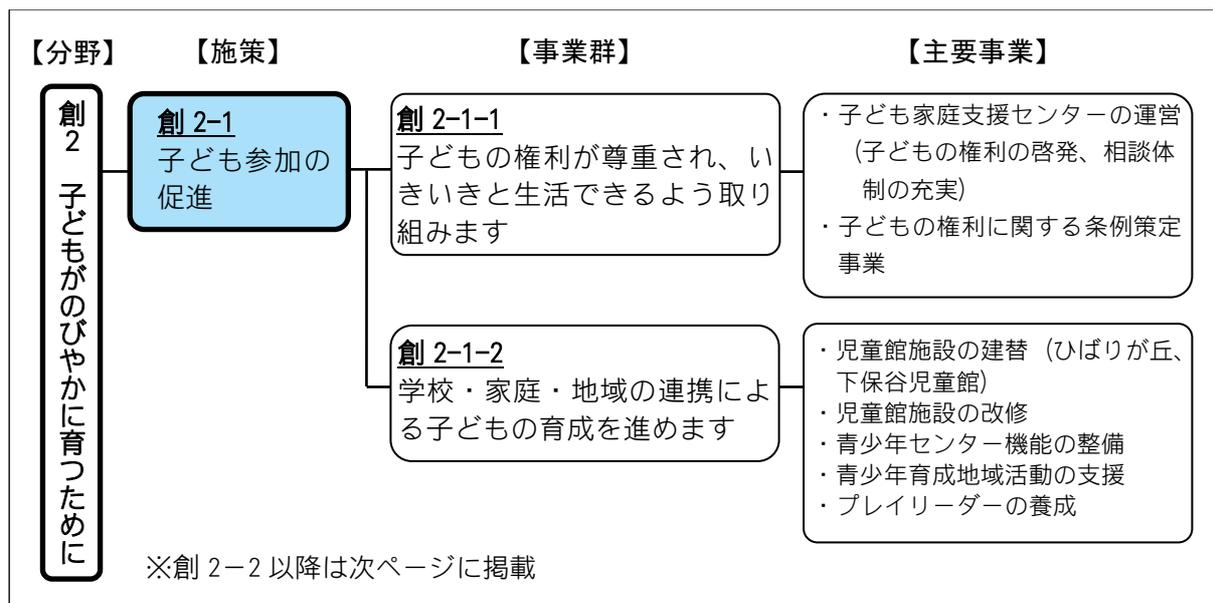
未来を担う子どもたちが、のびのびと育つために、子どもの権利を尊重するとともに、親が安心して子育てをできるための支援や、学校教育の充実が必要です。

そのため、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加・参画して、自ら育つことのできる環境づくりを進めていきます。

また、子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを、子どもの立場を踏まえながら進めるとともに、子どもの社会性を育む場である学校を活力と魅力あるものとし、一人ひとりの個性を尊重し、豊かな心あふれる人間形成を図る環境をつくっていきます。

あわせて地域と学校の連携を進め、家庭・学校・地域・行政が一体となって子どもの成長を支えていきます。

## ■ 創2 子どものびやかに育つために～全体構成～



■ 創2 子どもがのびやかに育つために～全体構成～

【分野】	【施策】	【事業群】	【主要事業】
創2 子どもがのびやかに育つために	創2-2 子育て支援の 促進	創2-2-1 子育て支援サービスの充実に 努めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリー・サポート・センターの運営</li> <li>・病後児保育室の運営</li> <li>・子ども家庭支援センターの運営 (学習機会の充実、子育て活動団体の育成・支援、子育て支援ネットワークづくり)</li> </ul>
		創2-2-2 子育て環境の整備を進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園施設の建替（すみよし保育園）</li> <li>・保育園施設の大規模改修</li> <li>・保育園施設の耐震改修</li> <li>・（仮称）ひばりが丘団地内保育園の整備</li> <li>・子育て相談、交流広場、一時保育事業の実施</li> <li>・保育園の民間委託の実施</li> <li>・学童クラブの建替（ひばりが丘、下保谷学童クラブ）</li> <li>・学童クラブ施設の改修</li> <li>・学童クラブ施設の増設の検討</li> </ul>
	創2-3 学校教育の 充実	創2-3-1 学校教育環境全般の向上に取り 組みます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特色ある学校推進事業の実施</li> <li>・教育情報センター機能の充実</li> <li>・小中学校コンピュータ環境整備の推進</li> <li>・小学校ランチルームの整備</li> <li>・完全中学校給食の実施</li> <li>・教育ニーズに応じた多様な教育の展開</li> <li>・通級学級の開設</li> </ul>
		創2-3-2 学校教育施設の計画的な整備 を進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校校舎等大規模改造事業</li> <li>・中学校校舎等大規模改造事業</li> <li>・ひばりが丘中学校校舎老朽化に対する整備検討</li> <li>・中原小学校校舎老朽化に対する整備検討</li> <li>・雨水貯留等施設設置事業</li> <li>・学校の適正規模・適正配置及び学区の見直しの検討</li> </ul>
		創2-3-3 教育相談機能の充実を進めま す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の充実</li> <li>・スクールカウンセラーの配置</li> </ul>
		創2-3-4 学校・家庭・地域の連携を支 援します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域教育協力者活用事業</li> <li>・地域生涯学習事業の推進</li> <li>・共同事業の企画、実施</li> </ul>

施策を取り巻く現状

少子高齢化や核家族化の進展、人口の流入・流出によって、特に都市部では地域と子どもの触れ合いが希薄化しています。西東京市では、これまで子どもと地域の関係の希薄化による問題を未然に防止するため、子ども家庭支援センターや児童館、学童クラブなどを利用した子どもの居場所づくりを進めてきました。また、平成元年11月に国際連合が採択した「児童の権利に関する条約」の理念を、地域の中で活かし、実現していくためのしくみづくりにも取り組んでいます。

今後は、子どもの権利に関する条例の策定などの取組を進めるとともに、半数以上の世帯が核家族世帯という実情を踏まえ、地域で子育てを支えることで、親の負担軽減や子どもが地域と触れ合う機会を充実していきます。こうした取組を通じて、子どもが地域でいきいきと育つ環境を整備していきます。

施策全体の課題

子どもがいきいきと育つためには、子どもが地域の一員として参加しながら、自らを育み、自立していくことのできる環境づくりを進めていく必要があります。

そのために、本市では子どもの権利に関する条例の策定を検討・実施し、子どものための相談窓口の充実に努めます。

さらに子どもの育成を地域で見守るネットワークなどを活用し、他世代との交流を通じた子どもの地域への参加を推進していきます。また、医療機関・児童相談所・警察などと連携して、児童虐待の防止に努めることも重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 子どものための相談・救済体制の充実
- ・ 児童館や公民館、学校などとの地域連携による子育て支援
- ・ 他世代との交流促進による地域参加

各論 創造性の育つまちづくり

● 子ども総合支援センター

～地域で子どもたちの育ちを支えます～

西東京市では、子ども施策の拠点（ハブ機能）として、住吉会館ルピナス内に「子ども総合支援センター」を開設しました。

子ども総合支援センターでは、市民団体、関係機関、地域と連携を進め、子育てに関する相談や情報発信、仲間づくりの支援などを通じて、地域全体の子どもたちや子育て家庭を総合的にサポートしていきます。



用語解説

**児童の権利に関する条約**：平成元年に国際連合で全会一致で採択された条約。条約にうたわれる4つの柱には、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」があり、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることをめざしています。日本はこの条約を平成6年4月に批准しています。自治体単位では、条約の理念を地域の中で活かし、実現していくための条例を策定していこうという取組が進んでいます。川崎市が平成12年に制定したのをはじめとし、各地での取組が進んでいます。

## 創 2-1 子ども参加の促進の目標

さまざまな場面において子どもの権利が尊重され、子どもたちが主体的に参画して育つことのできる環境を整えていきます。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
子どもの権利に関する条例の策定	—	条例の 策定	—	子どもの権利に関する条例を策定し、子どもの権利が尊重され、子どもたちがいきいきと生活することができるよう取り組みます。
ひばりが丘・下保谷 児童館の建替	—	2か所	—	中学高校生年代への対応に特化した新たなタイプの児童館を整備し、青少年の居場所を充実させます。

### 課題解決へ向けた主な取組

#### 創 2-1-1 子ども権利が尊重され、いきいきと生活できるよう取り組みます

- 子どもの権利を尊重する市民の意識を高めるため、子どもの権利の啓発活動を進めるとともに、児童虐待など子どもの権利侵害に対する救済のしくみづくりについて、相談体制の充実や関係機関との連携体制の確立を行っていきます。
- 子育て支援計画に基づき、子どもたちの健やかな成長と、家庭・地域における子育ての支援を図っていきます。
- 医療機関・児童相談所・警察などと連携して、子どもを見守る体制の構築を進めます。

#### 創 2-1-2 学校・家庭・地域の連携による子どもの育成を進めます

- 子どもが自ら考え、行動しながら成長できるよう、子ども参加を促進します。児童館や公民館などで、子どもが自らの意思で地域の活動に参加できる事業を充実していきます。
- 児童館については、建替や改修を計画的に進めるとともに、地域の核となるような機能をもった施設として再構築を図ります。
- 地域社会での子どもの育ちを支援するために、キャンプやスポーツなどの野外活動の活性化や、地域における青少年活動団体・指導者の育成を図っていきます。
- いじめや非行をなくし、青少年が自他の生命を大切にするなど、社会の形成者として豊かに成長できるよう、関係機関と協力し、学校・家庭・地域との連携を密にしながら青少年の育成に努めます。

#### 用語解説

**児童館**：児童館（体力増進を図ることを目的とした指導機能を伴ったものは児童センター）は児童福祉法に基づく児童厚生施設で、0歳から18歳までの方なら誰でも自由に利用することができます。この施設は、年齢の異なる子どもたちが一緒に遊んだり、さまざまな体験をしながら、ともに育っていくことを目的とした地域の遊び場ともいえます。

施策を取り巻く現状

働く女性の増加や都心部を中心とした保育サービスの不足など、子育て支援のさらなる充実が求められています。

西東京市では、これまで保育施設の整備、子ども家庭支援センターの設置、医療費助成制度の拡充など、子育てをしやすい環境づくりに積極的に取り組んできました。

子どもの人口がピークを迎える中、保育サービスの充実を求める声が市民意識調査（平成 19 年 9 月）などから明らかになっています。今後は、将来人口を見越した上で、保育施設の確保に努めるとともに、子どもの安全の確保、さらには、増加するひとり親家庭や障害児をもつ家庭への支援にも取り組んでいく必要があります。

こうした取組を通じて市全体として子育てをしやすい環境となることをめざします。

施策全体の課題

西東京市の子育ての環境を改善するためには、人口増加の見込みを踏まえた保育サービスや子どもの安全の確保、家庭や子どもの成長過程に応じた支援を行う必要があります。さらに、医療費助成など子育て家庭の経済的負担を軽減することで、子育てをしやすい環境をめざすことも重要です。

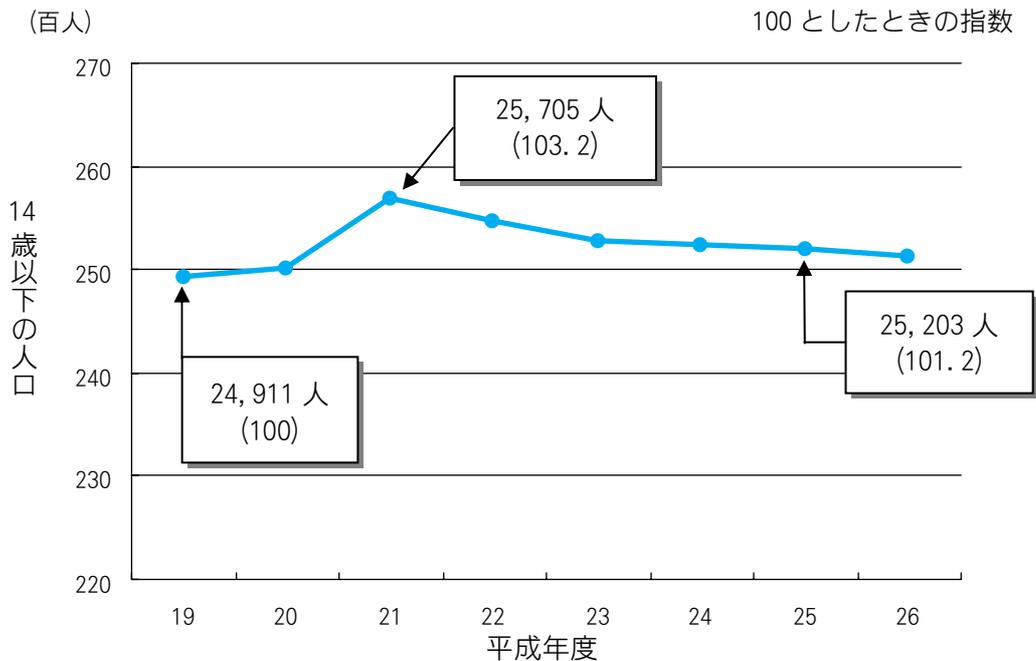
子育ての環境の中には、ひとり親家庭の増加や障害児をもつ家庭など、さまざまな事情が存在します。ひとり親家庭への支援や障害児をもつ家庭を地域で支えるしくみなどにも取り組むことで、子育て環境全般の改善に努めます。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 将来人口を見越した保育サービスの確保（保育園・学童クラブ・児童館）
- ・ 障害児をもつ家庭への支援

各論  
創造性の育つまちづくり

14 歳以下の将来推計人口



資料：人口推計調査報告書（平成 19 年 10 月）

## 創 2-2 子育て支援の促進の目標

子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを進めます。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「出産・育児などの子育て支援環境の充実」に対する市民満足度	16.9%	30.0%	↗	子育てを総合的に支援する、子育て相談、交流広場、一時保育などを充実して実施していくことで、西東京市で子どもを育てることの安心感や助け合いによる子育て環境をつくることができます。市民意識調査で把握します。
病後児保育室の充実	2か所	サービスの質的向上	↗	子育てと仕事などの両立を支援し、児童の健全な育成に寄与するため、子どもが病気のときに一時的に預けることのできる施設が必要です。病児保育を含めたサービスの質的向上をめざします。
保育園の建替・整備	—	計画的に整備	—	老朽化した保育園の建替・整備を計画的に実施し、子育て環境の改善を図ります。

### 課題解決へ向けた主な取組

#### 創 2-2-1 子育て支援サービスの充実に努めます

- ・ 子育てと仕事の両立などを支援するため、ファミリー・サポート・センターや病後児保育室を充実していきます。
- ・ 保育園を中心として、子育て相談や交流広場の展開など、総合的な子育て支援を進めます。
- ・ 子育てや食育などに関する学習や、親子ふれあい事業などを充実するとともに、地域の子育て活動団体の育成・支援をしていきます。
- ・ 子育て負担を軽減するため、乳幼児及び義務教育就学児医療費の助成を充実していくとともに、ひとり親家庭への自立に向けた適切な支援を行っていきます。

#### 創 2-2-2 子育て環境の整備を進めます

- ・ 保育園の建替や大規模改修を計画的に進めると同時に、認証保育所事業に取り組み、待機児対策などの保育ニーズに対応していきます。
- ・ 保育園の評価と点検を行い、良質な保育サービスを提供するよう努めます。
- ・ 保育園ごとの機能の見直しを図り、地域における子育て支援の充実を図るとともに、多様な保育ニーズに的確に対応するため、保育園の運営について民間への委託を進めます。
- ・ 学童クラブの計画的な整備を進めるとともに、事業の効率化とサービスの向上を図るため、民間活力の導入を推進します。
- ・ 障害のある就学児童・生徒の放課後の活動の場として、放課後対策事業に対する支援の拡大や地域交流を進めていきます。

施策を取り巻く現状

子どもが楽しく、充実して学ぶために、多様化するライフスタイルや教育ニーズに応じた施策が求められています。

西東京市では、教育環境の改善に向けて、これまで特色ある学校づくりの実施や、情報基盤の整備、教育相談などを行ってきました。

また、子どもの将来人口を見越した上で、学校の適正規模・適正配置の調査研究や、老朽化した校舎などの改築を進めています。

しかし、市民意識調査（平成 19 年 9 月）によれば、子どもの教育環境への満足度は相対的に低く、社会問題化しているいじめ、不登校などへの対応も含めた充実が求められています。

今後は、これまでの取組を一層進めるとともに、地域と連携して教育に携わることで、地域と交流しながら子どもがさまざまな場所で充実した教育を受けることができるよう努めることも必要です。

施策全体の課題

充実した教育環境のもと、子どもと学んでいくためには、将来人口を見越した学校の適正配置と、そうした配置を踏まえて老朽化した施設などの改修を行うことが必要です。

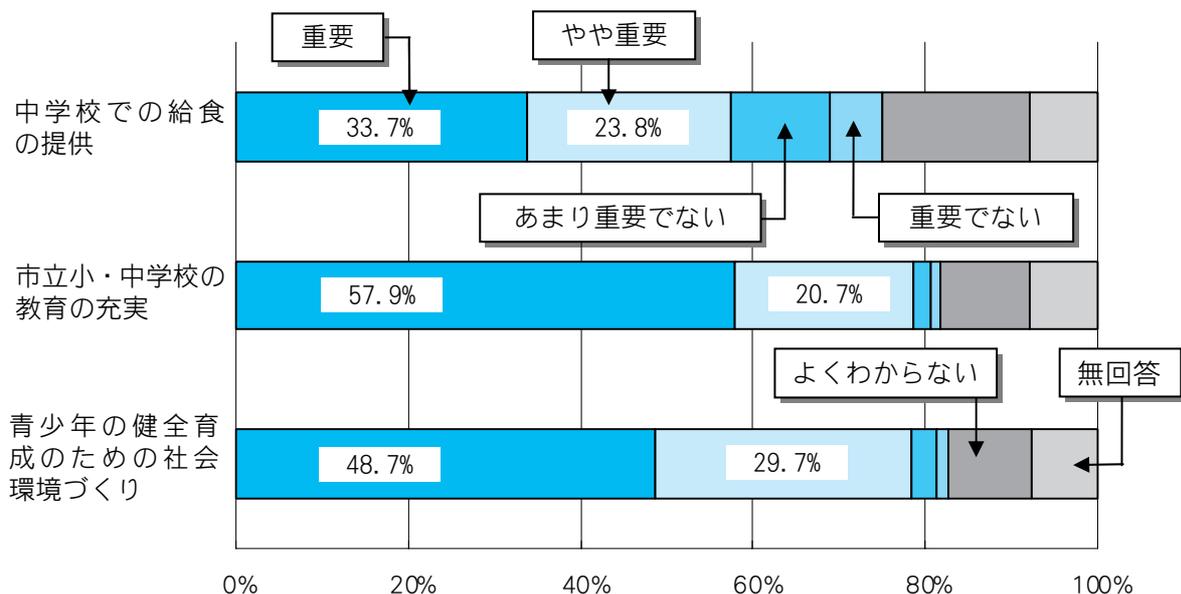
また、子どもの成長過程で生じる問題に対応するため、来所相談やスクールカウンセラーによる日常的な支援など相談機能の充実を図り、子どもと親の不安をやわらげる必要があります。

今後は、ボランティアによる下校指導などによって、地域とのつながりを持ちながら、より安心安全に、かつ、楽しく学べる環境を整備します。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 適正配置を踏まえた施設などの整備
- ・ 子どもの成長と心のケアのための相談機能の充実
- ・ 地域とともに子どもを見守るしくみ

■ こども環境に対して感じている重要度



資料：市民意識調査報告書（平成 19 年 9 月）

## 創 2-3 学校教育の充実の目標

一人ひとりが輝き、生きる力を育む活力ある学校づくりをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「市立小、中学校での教育の充実」の市民満足度	16.7%	25.0%	↗	学校教育全般の環境を向上させていくためには、ソフト・ハードの両面から教育環境の整備を進めるとともに、各学校がそれぞれの学校の特色を生かした教育を進めていく必要があります。市民意識調査で把握します。
中学校給食の実施のための基盤整備	—	計画的に整備	↗	学校給食は心身の健全な発達に資するものであり、かつ、食に関する正しい知識の習得とその実践を行う上で重要な役割を果たすものであるため、中学校における給食の実施について計画的に進めていきます。

### 課題解決へ向けた主な取組

#### 創 2-3-1 学校教育環境全般の向上に取り組みます

- ・ 児童・生徒の確かな学力向上に向けて、きめ細やかな学習指導の実施、専門家や外国人などの外部講師の積極的な活用など、時代の流れに応じた教育を進めていきます。
- ・ 特色ある学校づくりを推進するため、特色ある教育課程の編成や情報教育などを進めていきます。
- ・ 教育情報センターの機能の充実・活用を図るとともに、教員一人一台のパソコンを整備し、児童・生徒の学習支援に努めながら、分かる授業の実現と情報活用能力の育成を図ります。
- ・ ホームページなどを利用した積極的な情報発信を推進し、信頼される学校運営を進めます。
- ・ 小学校給食では、子ども自身の健康を保ち、豊かな心を育てるために、地場野菜や学校農園で収穫した野菜の給食利用の継続や、給食ランチルームの整備などを図るとともに、給食調理の民間委託を進めていきます。中学校給食では、引き続き弁当外注方式による給食を実施しつつ、計画的に完全給食への移行を進めていきます。
- ・ 子どもが本に親しめるよう学校図書館専門員（司書及び司書教諭）の配置を継続していく取組を進めるとともに、学校図書館が利用しやすく、活用されるよう整備していきます。
- ・ 障害のある児童・生徒の教育ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすよう特別支援教育の充実、推進に努めていきます。

### 創 2-3-2 学校教育施設の計画的な整備を進めます

- ・ 「学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、通学区域の見直しや学校統廃合についても検討を行います。
- ・ 快適な教育環境を確保するために、老朽化した校舎・体育館などの大規模改修など、学校施設の計画的な改修に努めます。

### 創 2-3-3 教育相談機能の充実を進めます

- ・ 子どもの性格や行動、精神や身体の悩み、いじめや不登校などの学校生活上の問題、保護者の子育てや親子関係の悩み、発達についての理解などに対し、臨床心理士などによる専門性の高いカウンセリングや子どものプレイセラピーなどを行います。
- ・ 教育相談員が派遣されている小学校への東京都公立学校スクールカウンセラーの配置を要請し、小・中学校全校へのスクールカウンセラーの配置をめざします。学校との連携を強化して、いじめや不登校、ひきこもり、集団不適應、非行などの予防・早期対応に努めます。
- ・ 学校・地域・その他の関係機関との相談機能ネットワークを活用して、多様化する相談に迅速かつ的確に対応できる体制を整え、子どもや保護者への支援を行います。
- ・ 不登校児童・生徒への対応として、教育相談センターでのカウンセリング及び適応指導教室（スキップ教室）での指導の充実を図ります。また、不登校対策委員会を中心に、小・中連携の強化を図って不登校未然防止に努めます。
- ・ 発達段階初期の乳幼児期から相談を受けるとともに、乳幼児期における関係機関との連携を強化することにより、就学支援が円滑に行えるようにします。

### 創 2-3-4 学校・家庭・地域の連携を支援します

- ・ 地域社会における教育力を高めるとともに、児童・生徒の問題行動を未然に防止するために、家庭、地域と学校とのつながりを深める取組を進めます。
- ・ 運営連絡協議会を一層充実させ、地域住民の意見を積極的に取り入れるほか、特色ある教育に応じた地域教育協力者の積極的な活用を図るなど、学校への住民参画を推進します。
- ・ 地域住民に身近な学校施設の開放を進め、日常的にスポーツ・文化活動に親しめる機会を充実するとともに、児童・生徒を中心とした地域活動における多面的な活用を図り、地域の人々との交流を図ります。
- ・ 武蔵野大学、早稲田大学、東京大学などと共同した事業を企画・実施し、多様な学習機会の充実を図ります。

#### 用語解説

**適応指導教室（スキップ教室）**：さまざまな理由から不登校になっている市立小・中学校の児童・生徒に対して、指導員とのかかわりやグループ活動を通して、悩みの解消や自立心、協調性、学習意欲をもてるように指導し、学校復帰をめざすことを目的とした教室のことです。西東京市内には、スキップ田無教室（西原総合教育施設内）とスキップ保谷教室（保谷小学校別棟）があります。

## ● 教育基本法の改正について



平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、「家庭教育」の位置づけなど計 13 条が新設、強化されました。

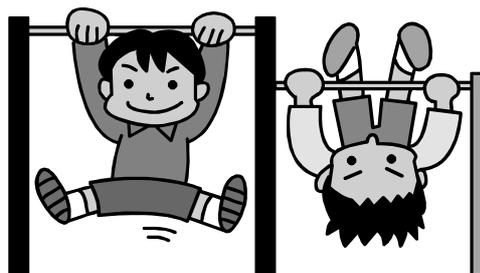
平成 20 年 3 月、改正教育基本法を受けて学習指導要領が改訂されました。

ここで示された方向性は以下のとおりです。

- 「生きる力を育む」という基本理念が中心
- 確かな学力を確立するため、総合学習の時間は削減、全体的な授業時間は増加
- 豊かな心や健やかな体の育成のため、道徳や伝統文化、武道などの重視

一連の改正・改訂を通じて、全体として、生涯学習、家庭教育を含め、地域と一体になった教育環境の充実と、基礎学力の確立の重視が示されました。

今後、それぞれの地域の実情に合わせた教育の実施と質の向上、初等中等教育や社会教育を中心に教育の実施にかかわる多くの部分は、地方公共団体が担うものとされています。今後、地方分権がいっそう進むなかで教育の実行主体は地方行政であり、国は調整役となることが示されています。



### 分野全体を取り巻く状況

ライフスタイルが多様化している現在、自らの生活を豊かにするために、積極的に新たな学習やスポーツ、芸術・文化活動に取り組むことは、社会に定着しています。

西東京市では、生涯学習活動を支援する場や情報、芸術・文化にふれあう機会を提供するなかで、学習の成果を地域に還元する動きが生まれています。また、近年の健康維持や体力向上のためのスポーツに対する関心の高さを受け、スポーツを行う場所の確保や機会の充実にも取り組んできました。

今後は、生涯学習活動やスポーツを通じた市民交流の活性化、健康づくりなどの支援を積極的に行うとともに、文化財を活用した事業を行うなど、文化財を通して歴史を学び、親しみを持てるような取組を行う必要があります。

### 分野全体の目的

心の豊かさや生きがいを求め、市民の主体的で創造的なさまざまな活動が進められています。あらゆる人が生涯にわたって、身近な環境で、さまざまな文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しんでいけるような取組が求められています。

このため、地域における自主的な学習活動を支援する場や、多様な学習機会の充実を図っていくとともに、それぞれの能力・知識・技術などに応じた地域貢献活動やスポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めます。

また、ゆとりと潤いを実感できる芸術・文化活動を支援し、文化のまちづくりを進めていくとともに、郷土の歴史を物語る文化財を保護し、地域文化を大切にすまちをめざします。



■ 創3 豊かな学び・文化が息づくために～全体構成～

【分野】	【施策】	【事業群】	【主要事業】
創3 豊かな学び・文化が息づくために	創3-1 生涯学習社会の形成	創3-1-1 生涯学習活動を促進するしくみづくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生涯学習事業の推進</li> <li>・生涯学習情報提供システムの整備、活用</li> </ul>
		創3-1-2 生涯学習活動のネットワーク形成を進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習人材情報の整備、活用に向けたしくみづくり</li> <li>・共同事業の企画、実施</li> </ul>
	創3-2 学習活動の推進	創3-2-1 幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館施設の建替</li> <li>・公民館施設の改修</li> </ul>
		創3-2-2 市民ニーズに対応した図書館環境の充実を進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館管理システムの拡充と情報サービスの充実</li> <li>・図書館施設の建替</li> <li>・図書館施設の改修</li> <li>・図書館所蔵の歴史的資料の修復及び保存・活用</li> </ul>
	創3-3 スポーツ・レクリエーション活動の振興	創3-3-1 スポーツ・レクリエーション活動を支援します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型地域スポーツクラブの育成、設立</li> <li>・スポーツ振興事業の充実</li> <li>・少年野球教室、少年サッカー教室等の実施</li> <li>・体育指導委員の活用</li> </ul>
		創3-3-2 スポーツ環境の整備を進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひばりが丘団地スポーツ施設の整備拡充に向けた調整</li> <li>・スポーツ施設の改修</li> <li>・東京国民体育大会に向けた取組</li> <li>・和弓道場のあり方について調査・研究</li> </ul>
	創3-4 芸術・文化活動の振興	創3-4-1 芸術・文化活動の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化振興事業の充実</li> <li>・市民文化祭の充実</li> <li>・市民主体の文化活動への支援</li> <li>・西東京市民会館のあり方について検討</li> <li>・こもれびホール施設の改修</li> </ul>
		創3-4-2 文化財の保護・活用を進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土資料室の整備、文化財教室等の開催</li> </ul>

施策を取り巻く現状

生涯学習は、人間が幼児期から高齢期に至るまで、すべての世代において主体的に学び続けることです。ライフスタイルが多様化する現代においては、市民が積極的に学習に取り組む機会の充実を図る必要があります。

西東京市では、平成16年3月に策定した生涯学習推進計画に基づき、生涯学習に関する事業を展開してきました。

しかし、市民意識調査（平成19年9月）によれば、生涯学習に対する市民の関心は高く、今後は情報提供の充実、学校、公民館などとの連携により生涯学習の取組を広く周知しつつ、地域資源の活用を通して生涯学習を進めていく必要があります。

また、地域での生涯学習をさらに発展させていくために、学習の成果を地域社会に還元して、市民や関係機関が連携し、学習を通じて地域に参加していくようなしくみづくりが必要です。

施策全体の課題

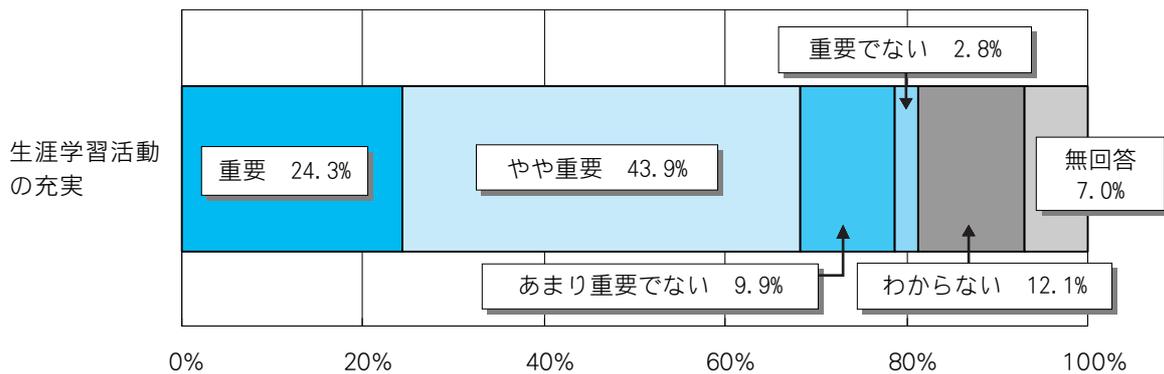
社会の環境変化に対応しつつ生涯学習の充実を図るためには、情報の提供を通じて生涯学習の取組を広く周知するとともに、市民一人ひとりが生涯学習の主役となるようなしくみづくりが必要です。

そのため、地域のさまざまな人を結びつけ、協働により地域での生涯学習を進めていく必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 生涯学習に関する情報発信の充実
- ・ 生涯学習を実施する拠点の整備
- ・ 市民の積極的な生涯学習活動への参加
- ・ 地域内ネットワークによる生涯学習の推進
- ・ 学習成果の地域社会への還元

■ 生涯学習活動の充実に関する重要度



資料：市民意識調査報告書（平成19年9月）

用語解説

**NPO法人**：NPO法人とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。法人格を持たないと、銀行口座の開設や事務所の賃借などを団体の名で行うことができないなどの不都合が生じることがあり、NPO法人制度はその不都合を解消するために設けられた制度です。

## 創 3-1 生涯学習社会の形成の目標

市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習することができるまちづくりを進めます。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「生涯学習活動の充実」の市民満足度	25.9%	35.0%	↗	市民の主体的な学習活動を促進するためには、市民のライフスタイルやニーズに対応した多様な学習機会を提供し、生涯学習活動の充実への満足度を高め、生涯学習活動への参加意欲を喚起することが必要です。市民意識調査で把握します。

### 課題解決へ向けた主な取組

#### 創 3-1-1 生涯学習活動を促進するしくみづくりを進めます

- ・ 生涯学習推進計画に基づいて、体系的かつ全庁的に市民の学習活動を支援します。
- ・ 市民の自主運営による生涯学習活動やコミュニティ活動、学習の成果を活かした社会貢献活動を、日常的に展開できるよう支援します。
- ・ 小学校を地域における生涯学習活動の拠点として位置づけ、児童・生徒を中心とした学習・文化、スポーツ、体験事業などを学校施設開放運営協議会への委託により実施します。
- ・ 市民の学習ニーズに応えるため、事業や団体などの情報提供に努めます。

#### 創 3-1-2 生涯学習活動のネットワーク形成を進めます

- ・ 一人ひとりの学習活動の成果や習得した技能を生かした学びあいや教えあいの市民交流の機会づくりを進めます。
- ・ 文化・スポーツなどのさまざまな分野での専門的知識や技能をもつ地域人材の情報を把握し、ボランティア・市民活動センターとも連携しながら、学校や地域、各団体が積極的に活用できるようしくみづくりを進めます。
- ・ 市民の多様な学習機会の充実を図るため、武蔵野大学、早稲田大学、東京大学や市内都立・私立高校と連携し、公開講座の企画や参加のしくみづくりを進めるとともに、NPO法人や市民活動団体の学習活動の支援に努めます。

施策を取り巻く現状

市民の主体的な学習への意識の高まりを支援する施設として、公民館、図書館があります。

公民館では、幅広い市民を対象とした学習機会（社会的に制約を受けやすい人の学習機会を含む）の提供や、学習成果を活かした市民の自主的な活動やイベントに対する支援を実施し、自治会やサークルなどの地域コミュニティの拠点としての役割を担っています。

図書館では、市民ニーズに的確に応えた運営をめざした結果、利用環境については高い評価を得ています。市民一人当たりの利用冊数は平成 13 年度以降上昇しており、積極的な利用・学習意識がうかがえます。

今後は、公民館・図書館を市民にとってさらに利用しやすい環境に整えていくために、サービス改善や管理・運営方法などの検討、地域コミュニティの活性化に向けた学習活動の充実といった課題に取り組む必要があります。

施策全体の課題

公民館・図書館が学習活動の場としての機能を十分に果たすためには、より利用しやすい環境を整備する必要があります。

公民館における参加型体験学習事業の充実、図書館におけるレファレンスサービスの充実といった個別のサービス向上とともに、管理・運営方法などの検討についても見直しを図る必要があります。こうした取組を通じて、公民館・図書館が市民に親しまれる学習活動・地域交流の機会の充実や支援に努めます。

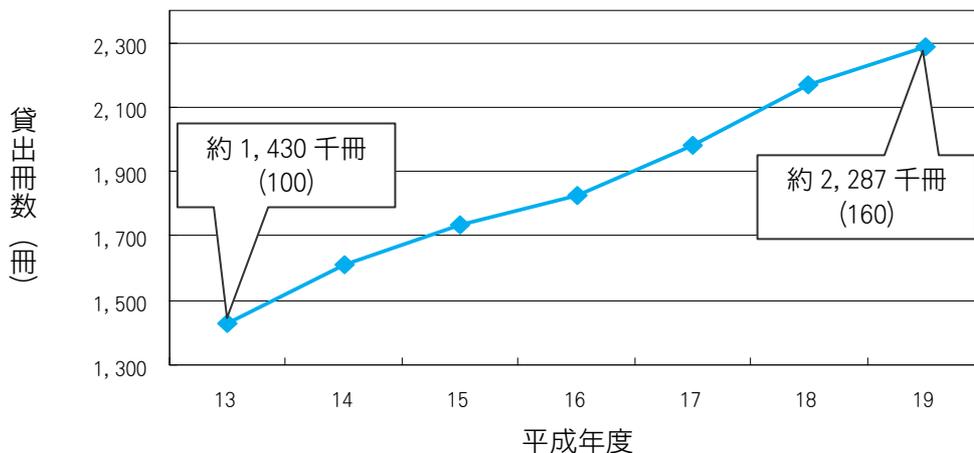
施策実施へ向けたキーワード

- ・ 公民館・図書館のサービスのさらなる充実
- ・ 公民館・図書館の地域交流の機会の充実
- ・ NPO等企画提案事業などを通じた市民主体の事業実施の支援

各論  
創造性の育つまちづくり

■ 西東京市立図書館の貸出冊数

※( )内は平成 13 年度を 100 としたときの指数



資料：事務報告書（各年度）



## 創 3-2 学習活動の推進の目標

市民の自主的学習活動を支援する場や多様な学習機会の充実をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
公民館への登録団体数	1,824 団体	現状維持	→	西東京市においては近年、転入者の増加が見られ、市民のライフスタイルも多様化していると考えられます。これに対応するために生涯学習においても多様な学習機会を提供することで、市民の自主的な学習活動を促進する必要があります。
図書館利用者インターネットシステム利用回数	16,838 回	22,600 回	↗	西東京市では図書館の利用は他市に比べ比較的多いですが、今後の市民のライフスタイルの多様化にあわせ、図書館情報のインターネットでの利用促進が必要となります。

### 課題解決へ向けた主な取組

#### 創 3-2-1 幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します

- ・ 地域社会における市民の主体的な学習活動に corres するた め、公民館での主催事業を行います。また、幅広い市民層を対象とした学習機会の提供や体験型の学習についても積極的に取り組んでいきます。
- ・ 地域コミュニティの活性化に向けて、利用団体の日常活動を支援します。また、サークル間の交流や市民同士が交流できる機会を積極的に提供することで、地域の生涯学習の拠点として位置づけます。
- ・ 市民が利用しやすい公民館に向けて、管理・運営方法などを検討するとともに、新しい施設整備のあり方の検討や既存施設の老朽化に伴う計画的な改修を行っていきます。

#### 創 3-2-2 市民ニーズに対応した図書館環境の充実を進めます

- ・ 市民ニーズに的確に対応できるよう図書館資料の収集やレファレンスサービスの充実を図っていきます。中央図書館を中心としたネットワークを充実し、サービス向上に努めていきます。
- ・ 子どもの読書活動を通し、健やかな成長を図る取組を推進していきます。また、視覚障害者などへのサービスとして、録音図書や点字図書の充実に努めていきます。
- ・ 図書館が所蔵する歴史的資料の修復、保存に取り組むとともに、広く市民への公開に努めていきます。
- ・ 市民が利用しやすい図書館に向けて、管理・運営方法などを検討するとともに、新しい施設整備のあり方の検討や既存施設の老朽化に伴う計画的な改修を行っていきます。

### 施策を取り巻く現状

近年、健康維持や美容の観点から、スポーツ・レクリエーション活動への関心が非常に高まっています。西東京市では、スポーツセンターなどの施設運営や総合型スポーツクラブの設立を通じて、市民が生涯を通じて多様なスポーツを行う機会の充実に努めてきました。

一方、東京都では、平成25年度に多摩地域で国民体育大会を開催し、西東京市は総合体育館をバスケットボールの会場として開催する予定となっています。こうした、大規模なイベントの開催を契機に、さらに市民がスポーツに親しむことのできる環境整備を進めていく必要があります。

また、スポーツに関する情報提供、関係機関との連携に努めるとともに、平成19年12月にNPO法人化した西東京市体育協会などの地域におけるスポーツ活動の担い手の確保に取り組むことで、市民が主体となって日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

平成20年度からは、スポーツ・運動施設、保谷こもれびホールなどの民間事業者による指定管理者制度への移行を進めています。それにより、指定管理者の選定に競争原理が働く上、民間経営の発想やノウハウが活かされることで、住民サービスの向上と行政コストの縮減などを達成できるものと期待されています。

### 施策全体の課題

市民が日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむためには、スポーツに触れあう機会を増やすことが必要です。そのために、スポーツ施設を確保するとともに、より効果的な施設、イベント運営体制についても検討する必要があります。

そのため、NPO法人化した西東京市体育協会や指定管理者などとスポーツを活かしたまちづくりの検討を進める必要があります。

### 施策実施へ向けたキーワード

- ・ 地域におけるスポーツ活動の担い手の確保
- ・ スポーツを通じたまちづくりの実施



#### 用語解説

**国民体育大会（東京国体）**：平成25年に多摩地域を中心として行われる国民体育大会を指します。都道府県対抗、各都道府県持ち回り方式で毎年開催されています。

## 創 3-3 スポーツ・レクリエーション活動の振興の目標

市民がそれぞれの体力や技術などに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会・場所づくりをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「スポーツ活動・イベント機会や施設整備の充実」に対する市民満足度	29.5%	35.0%	↗	西東京市においては近年、転入者の増加が見られ、市民のライフスタイルも多様化していると考えられます。これに対応するためにスポーツ・レクリエーション活動を促進する必要があります。市民意識調査で把握します。
総合型地域スポーツクラブ会員数	720人	1,000人	↗	地域に根付いたスポーツクラブを中心として、より多くの市民が参加しやすい機会の提供が必要です。特に、若年層から高齢者層までに利用しやすい環境づくりが重要です。
スポーツ施設利用者数	585,547人	750,000人	↗	市民のスポーツライフの充実のため、より良いスポーツ施設を提供することが望まれています。平成20年度からスポーツ施設の管理・運営を指定管理者が行い、より多くの市民の方がスポーツを楽しむようになることをめざします。

### 課題解決へ向けた主な取組

#### 創 3-3-1 スポーツ・レクリエーション活動を支援します

- ・ スポーツ振興計画に基づき、市民の生涯スポーツの推進を体系的に図り、だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現に向けて施策を推進します。
- ・ 指定管理者や体育協会などとさらに連携を取りながら、市全体のスポーツの振興を図り、体育施設の効率的な運用と新たな各種事業の展開をめざしていきます。
- ・ 地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ「にしはらスポーツクラブ」などで、体育指導委員やスポーツリーダーなど指導者の確保や養成を図り、地域住民の生涯スポーツ拠点づくりを進めます。

#### 創 3-3-2 スポーツ環境の整備を進めます

- ・ 市民の生涯スポーツ活動の多様なニーズに応えるため、スポーツ施設の整備充実を図っていきます。
- ・ 市民が利用しやすいスポーツ施設に向けて、施設の計画的な改修を行っていきます。
- ・ ひばりが丘団地の建替に伴い、現在の野球場、サッカー場、テニスコートなどのスポーツ施設については、一体的な整備拡充を行い、都市再生機構と連携しながら総合的なスポーツ施設として整備していきます。
- ・ 平成25年に多摩地域を中心として開催される国民体育大会への取組を進めます。

### 施策を取り巻く現状

近年、まちの芸術・文化を活かしたまちづくりなどに注目が集まっています。

西東京市では、市民の文化交流への支援、障害のある人の創造・文化活動への支援、国際理解教育や異文化交流活動への支援などに取り組んできました。また、保谷こもれびホールなどを拠点に、芸術・文化振興も進めてきました。

西東京市は、こうした芸術・文化活動の拠点や、貴重な縄文時代の遺跡である下野谷（したのや）遺跡などを有する、文化や歴史豊かなまちです。一方で、芸術・文化活動の担い手の確保や文化財保護など、今後の芸術・文化振興には課題も見受けられます。

そのため、これまでの取組をさらに進めるとともに、より多くの市民に芸術・文化に親しんでいただくためにも、豊かな西東京市の芸術・文化振興に取り組んでいく必要があります。

### 施策全体の課題

芸術・文化にあふれ、豊かで潤いのある暮らしを実現するためには、芸術・文化活動へのさまざまな参加の方法・手段を確保し、より多くの市民が触れ合う機会を設けることが必要です。さらに、西東京市の伝統文化の継承や、文化財保護については、市民の理解と保護意識を高めることで支えていく必要があります。

今後は、子どもから大人まで多くの市民が芸術・文化活動、文化財保護全般で、ふれあう機会の創出に取り組む必要があります。

### 施策実施へ向けたキーワード

- ・ 芸術・文化活動の推進
- ・ 芸術・文化活動への参加・理解の促進
- ・ 市民が文化財にふれあう機会の創出

### 用語解説

したのやいせき

**下野谷遺跡**：市内で発見された遺跡の1つで、関東でも有数の縄文時代中期の大集落跡です。遺跡の保存と活用を目的とした下野谷遺跡公園（平成19年4月開園）は、当時の竪穴住居が再現されており、見ることができます。下は、第19次調査の様子です。左は住居のあと、右は土器などです。



## 創 3-4 芸術・文化活動の振興の目標

市民の芸術・文化活動を支援するとともに、郷土の歴史である文化財を保護し、地域文化を大切にすまをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「市民文化祭などの芸術・文化活動の充実」に対する市民満足度	33.4%	50.0%	↗	市民文化祭などの開催を通じて、市内での芸術・文化活動を促進します。この推進を通じて、市民生活に潤いをもたらすことができます。市民意識調査で把握します。
郷土資料室への年間入場者数	2,898人	3,000人	↗	市内の遺跡から出土品、民具・農具などの文化財資料の収集・整理をはじめ、教室などを通じて、市民の皆さまに公開しています。これを通じて、郷土文化財を保存するだけでなく活用していくことが必要です。

### 課題解決へ向けた主な取組

#### 創 3-4-1 芸術・文化活動の充実を図ります

- ・ 保谷こもれびホールや市民会館、コール田無などを中心として、芸術・文化活動の充実に努めていきます。
- ・ 市民の芸術・文化の発表及び交流の場である市民文化祭について、多くの市民の参加を促し、充実・発展を図るとともに、市民が主体的に行う芸術・文化活動への支援を行っていきます。
- ・ 市民の創造・文化活動の活性化を図るため、生活に身近な場所で活動や発表・交流ができるような環境を整えていきます。
- ・ 老朽化が進んでいる市民会館については、公共施設の適正配置という観点からあり方の検討をしていきます。

#### 創 3-4-2 文化財の保護・活用を進めます

- ・ 郷土資料室において、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めるとともに、将来の郷土資料室のあり方について検討します。
- ・ 市民にとって貴重な文化財である下野谷遺跡の保存とその活用に向けた取組を進めていくとともに、先人たちの生活を知る貴重な文化財についても、その保存や復元に努めていきます。
- ・ 文化財に関する資料の作成や講座などを実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めていきます。

#### 用語解説

**文化財**：文化財とは、日本の長い歴史のなかで生まれ、維持されてきた文化的財産・所産のことです。文化財保護法と都道府県市町村の文化財保護条例において規定されており、西東京市には、国・都・市指定の文化財が合わせて52件あります。（平成21年3月現在）

## ● 国の文化行政の動き

～文化芸術振興基本法の成立と、文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直し～

### ○文化芸術振興基本法

平成 13 年、自主的な文化芸術活動を促進するために、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として、「文化芸術振興基本法」が制定されました。

この法律で文化芸術振興の基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明らかになりました。地方公共団体は、文化芸術の振興に関して、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。



### ○文化芸術の振興に関する基本的な方針

文化芸術振興基本法に基づき、平成 14 年と 19 年に、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が定められました。

平成 19 年の第 2 次方針では、

- (1) 文化力の時代を拓く
- (2) 文化力で地域から日本を元気にする
- (3) 国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える

という 3 つの基本的視点に立ち、次の 6 つの事項に重点的に取り組むこととしています。

- (1) 日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成
- (2) 日本文化の発信、国際文化交流の推進
- (3) 文化芸術創造活動の戦略的支援
- (4) 地域文化の振興
- (5) 子どもの文化芸術活動の充実
- (6) 文化財の保存・活用の充実

